

井手町の給与・定員管理等について

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づいて、井手町では平成10年度から町職員の給与の実態について公表しています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料を差し引く前の金額で、いわゆる「手取り額」ではありません。お問い合わせは、総務課（℡82-6161）まで。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 E/A	(参考) 平成17年度の人件費率
平成 18年度	人 8,521	千円 3,216,621	千円 191,839	千円 945,900	% 29.4	% 28.7

29.406635

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

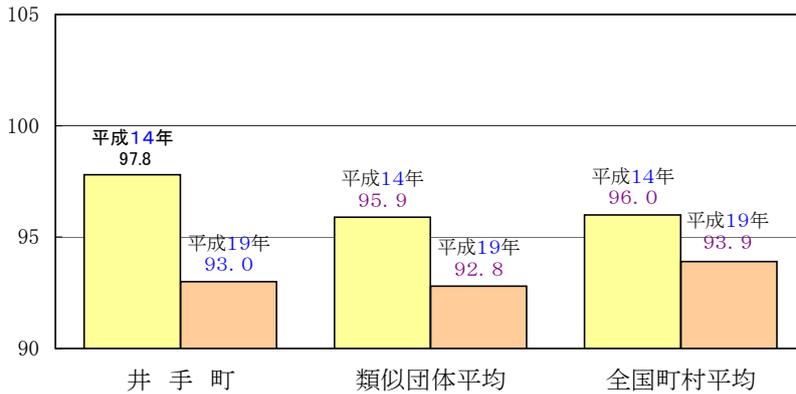
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 110	千円 442,934	千円 36,206	千円 182,882	千円 662,022	千円 6,018	千円 5,781

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

空欄としている事項については、後日掲載予定

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

地域手当補正後ラスパイレス指数

93.0

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
井手町	歳 45.3	円 341,343	円 377,526	円 363,516
京都府	歳 43.3	円 357,341	円 440,094	円 399,383
国	歳 40.7	円 325,724	円 —	円 383,541
類似 団体	歳 43.3	円 325,326	円 378,592	円 353,948

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
井手町	歳 51.1	人 7	円 358,200	円 369,943	円 367,900
うち 清掃職員	歳 43.9	人 2	円 314,200	円 320,950	円 319,950
うち 学校給食員	歳 53.4	人 2	円 397,200	円 425,500	円 425,500
うち その他技能労務職	歳 54.3	人 3	円 361,500	円 365,600	円 361,500
京都府	歳 50.4	人 663	円 360,548	円 434,445	円 410,048
国	歳 48.8	人 5,193	円 287,094	円 320,514	円 320,514
類似団体	歳 48.6	人 9	円 271,177	円 293,202	円 283,707

区分	民間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
井手町	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理 業従業員	歳 43.3	円 299,800	1.07
うち 学校給食員	調理士	歳 39.8	円 287,700	1.48
うち その他技能労務職	—	—	—	—
京都府	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
井手町	—	—	—
うち 清掃職員	円 5,342,550	円 4,192,600	1.27
うち 学校給食員	円 7,032,004	円 3,813,600	1.84
うち その他技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
井手町	歳 49.3	円 422,600	円 462,600
京都府 (高等学校)	歳 46.7	円 426,897	円 513,785
類似 団体	歳 42.8	円 319,613	円 338,372

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		井手町	京都府	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	148,000 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	148,000 円	140,600 円	—
	中学卒	— 円	131,800 円	—
教育職	大学卒	176,800 円	197,400 円	170,200 円
	高校卒	148,000 円	—	138,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

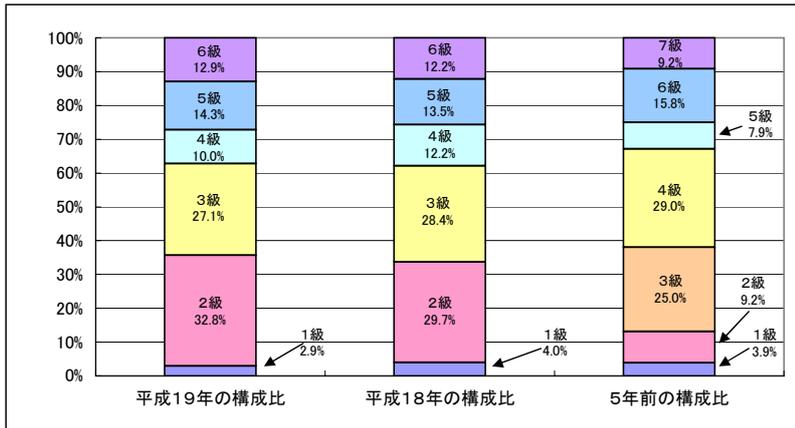
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,300 円	300,400 円	350,600 円
	高校卒	229,700 円	276,800 円	316,600 円
技能労務職	高校卒	242,800 円	300,400 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務 2 主事補、技師補又はこれに準じる職務	2 人	2.9 %
2 級	専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務	23 人	32.8 %
3 級	係長、主任又は主査の職務	19 人	27.1 %
4 級	課長補佐又は園長補佐の職務	7 人	10.0 %
5 級	課長、館長、園長又は所長の職務	10 人	14.3 %
6 級	部長、室長、局長又は次長等の職務	9 人	12.9 %

- (注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日より給与構造改革により3級と4級を係長級として統合し、5級を4級、6級を5級、7級を6級とした。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映せず

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井手町	京都府	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,663 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,948 千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

井手町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,301 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
井手町	0 %	— 人	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
井手町	0 %	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	— %		
手当の種類(手当数)	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1体につき10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	8,594 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	78 千円
支給実績(平成17年度決算)	11,436 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	104 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等 6,500円 配偶者以外の扶養親族 2人目以降、1人につき 6,000円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		14,648 千円	256,989 円
住居手当	職員が世帯主でその所有に係る住宅で新築または購入した住宅は、その日から起算して5年間 2,500円 家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2=① 16,000円=②(①、②のうち額が少ない方)+11,000円=支給額 (最高27,000円)	同じ		1,687 千円	168,650 円
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円までの者 全額支給 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		3,717 千円	68,835 円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、本俸の100分の20以内を支給することができる。 部長、室長、局長、次長等 35,000円 課長、館長、園長、所長 25,000円			7,560 千円	343,636 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料	月額	等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町長	730,000 円	830,000 円	303,200 円
	副町長	600,000 円	650,000 円	360,000 円
	収入役	570,000 円	592,000 円	427,000 円
報酬	議長	290,000 円	350,000 円	200,000 円
	副議長	220,000 円	271,800 円	152,000 円
	議員	200,000 円	261,000 円	135,500 円
期末手当	町長	(平成18年度支給割合) 3.00 月分		
	副町長	(平成18年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×530/100×在職年数	15,476,000 円	任期ごと
	収入役	給料月額×270/100×在職年数	6,156,000 円	任期ごと

(注) 1 減額措置はしていない。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

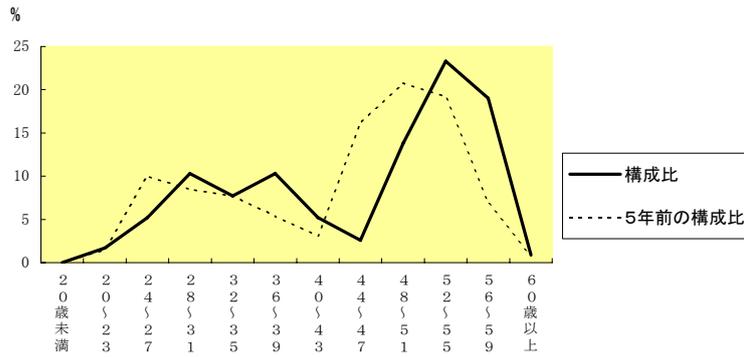
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	財務会計システム導入による減員 欠員不補充 ごみ収集業務委託による減員
		総務	23	20	▲3	
		税務	6	6	0	
		民生	39	38	▲1	
		衛生	9	7	▲2	
		農林	4	4	0	
		商工	1	1	0	
		土木	7	7	0	
		計	91	85	▲6	
	教育部門	12	12	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 14.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数12.60人)	
小計	12	12	0			
公営企業計等部門	水道	5	5	0		
	下水道	6	6	0		
	国保等	8	8	0		
	小計	19	19	0		
合計		122	116	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.13人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数)	
		[157]	[157]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	2	6	12	9	12	6	3	16	27	22	1	116

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
123人	120人	▲3人	▲2.4%

(参考) 井手町第3次行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲3人(縮減率2.4%)

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分		平成17年 計画始期	平成18年 1 年 目	平成19年 2 年 目	平成20年 3 年 目
一般行政	職員数	92	92	91	91
	増 減		0	▲ 1	0
教育	職員数	13	13	13	13
	増 減		0	0	0
公営企業 等 会 計	職員数	18	17	17	17
	増 減		▲ 1	0	0
計	職員数	123	122	121	121
	増 減		▲ 1	▲ 1	0

区 分		平成17年 計画始期	平成21年 4 年 目	平成22年 5 年 目	18年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	92	90	90	—	90
	増 減		▲ 1	0	▲ 2 (100%)	▲ 2
教育	職員数	13	13	13	—	13
	増 減		0	0	0 (100%)	0
公営企業 等 会 計	職員数	18	17	17	—	17
	増 減		0	0	▲ 1 (100%)	▲ 1
計	職員数	123	120	120	—	120
	増 減		▲ 1	0	▲ 3 (100%)	▲ 3

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の6年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降
 現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 18年度	90,449	17,712	22,600	25.0	34.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 18年度	3	13,013	1,385	5,242	19,640	6,547	6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については、後日掲載予定

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
井手町	54.9 歳	410,000 円	584,815 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井手町	一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,747 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,663 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

井手町	一般行政職	団体平均
(支給率) 一般行政職と同様		
自己都合 勸奨・定年	1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	23,301 千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
井手町	0 %	— 人	0 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
井手町	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	— %		
手当の種類(手当数)	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1体につき10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度年度決算)	358 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	119 千円
支給実績(平成17年度年度決算)	563 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	141 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等 6,500円 配偶者以外の扶養親族 2人目以降、1人につき 6,000円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		378 千円	189,000 円
住居手当	職員が世帯主でその所有に係る住宅で新築または購入した住宅は、その日から起算して5年間 2,500円 家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2=① 16,000円=②(①、②のうち額が少ない方)+11,000円=支給額 (最高27,000円)	同じ		30 千円	30,000 円
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円までの者 全額支給 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		199 千円	66,288 円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、本俸の100分の20以内を支給することができる。 部長、室長、局長、次長等 35,000円 課長、館長、園長、所長 25,000円	同じ		300 千円	300,000 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
4 人	3 人	▲1 人	▲25.0 %

(参考) 井手町第3次行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲1人(縮減率25.0%)

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照